

# 富山県建設工事等指名業者選定事務取扱要領

## (目的)

第1条 この要領は、富山県建設工事等指名業者選定要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (工事成績の一定の期間における平均)

第2条 要綱第3条第2項及び第3項に規定する「富山県請負工事成績評定要領に基づく工事成績評定点（以下「工事成績」という。）の一定の期間における平均」とは、当該指名を行う年度（以下「指名年度」という。）の前4年度及び指名年度の当初から直近四半期までの期間に通知した工種ごとの工事成績を平均したものをいう。

## (一定の点数)

第3条 要綱第3条第2項及び第3項に規定する「一定の点数」は、70点とする。

## (工事成績等を考慮)

第4条 要綱第3条第4項に規定する「建設工事にあつては常に工事成績を、測量・設計等の委託業務にあつては常に富山県設計業務等成績評定要領に基づく成績評定のうち、業務評定の総合評定点（以下「業務成績」という。）を考慮」とは、指名年度の前4年度及び指名年度の当初から直近四半期までの期間に通知した工種ごとの工事成績又は業務成績の平均がそれぞれ概ね75点以上の業者を優先的に考慮するものとする。

## (一定の点数に満たない業者等)

第5条 要綱第3条第4項に規定する「工事成績又は業務成績が一定の点数に満たない業者」とは、次の業者をいう。

- (1) 建設業法第2条の別表に定める建設工事のうち、営繕課及び建築住宅課の発注する工事（以下「営繕工事」という。）を除く工事にあつては、65点未満の工事成績が確定した日から起算して12月を超えない日までの間に、再度65点未満の工事成績が確定した業者
- (2) 建設業法第2条の別表に定める建設工事のうち、営繕工事にあつては、65点未満の工事成績が確定した業者
- (3) 測量・設計等の委託業務（以下「委託業務」という。）のうち、建築関係建設コンサルタント業務（以下「建築業務」という。）を除く委託業務にあつては、65点未満の業務成績が確定した日から起算して12月を超えない日までの間に、再度65点未満の業務成績が確定した業者
- (4) 委託業務のうち、建築業務にあつては、65点未満の業務成績が確定した業者
- (5) 調査基準価格に満たない価格の入札で落札した委託業務にあつては、75点未満の業務成績が確定した業者

2 知事は、前項に規定する業者に対し、次の各号に掲げる工事又は委託業務の区分に応じ当該各号に定める通知を行うものとする。

- (1) 前項第1号に規定する工事又は同第3号に規定する委託業務

ア 65点未満の工事成績又は業務成績に係る通知に併せ、12月を経過する日までに再度65点未満の工事成績又は業務成績が確定した場合には、当該業者に対し、相当の期間指

名しない旨の通知（様式第1号）

イ アの工事成績又は業務成績が確定した日から起算して、12月を経過する日までに確定した再度の65点未満の工事成績又は業務成績に係る通知に併せ、当該業者に対し、相当の期間指名しない旨の通知（様式第2号）

(2) 前項第2号に規定する工事又は同第4号に規定する委託業務

ア 65点未満の工事成績又は業務成績に係る通知に併せ、当該業者に対し、相当の期間指名しない旨の通知（様式第3号）

(3) 前項第5号に規定する委託業務

ア 75点未満の業務成績に係る通知に併せ、当該業者に対し、相当の期間指名しない旨の通知（様式第4号）

(相当の期間)

第6条 要綱第3条第4項に規定する「相当の期間」とは、各指名委員会で定める期間とする。

附 則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度における工事成績の考慮に関する第4条の規定の適用については、同条中「75点」とあるのは「70点」とする。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。